

第3 履行拒絶権(危険負担)

1 履行拒絶権(危険負担)の攻撃防御構造

【前提状況】

売主X、買主Y間で売買契約が締結された。その後、目的物が滅失してしまった。それにも拘わらず、売主は代金支払い請求をしてきた。

1 請求原因

売主は、買主に対して、売買契約に基づく代金支払請求権を主張する。

2 主位的抗弁以下の攻防—履行不能による同時履行の抗弁の突破

(1)同時履行の抗弁(533条)

まず買主としては、目的物を引渡すまで代金支払いを行わない旨の主張をすることが考えられる。

(2)再抗弁—履行不能(412条の2第1項)

これに対して、売主としては、目的物引渡し債務が履行不能であることを主張することが考えられる。すなわち、債務の履行が不能である場合、債権者は、その履行請求が出来なくなる(412条の2第1項)。

かかる主張によって、目的物引渡し債務が請求不能となる結果、同時履行の抗弁は認められなくなる。

3 予備的抗弁—解除・履行拒絶権による債権の牽連性の維持

(1)解除による反対債務消滅の抗弁(542条)

上記理解では、一方(売主)の債務が消滅したとしても、他方(買主)は債務を負うことになり、不当である。このような場合、買主は、履行不能につき売主の帰責性の有無に拘わらず、契約を解除することができる(逆にいえば、履行不能になったからといって、当然に反対債務が消滅する訳ではない)

(2)履行拒絶権の抗弁(536条1項)

もっとも、解除制度には、その意思表示をするまで、債権債務関係から離脱できないという問題点がある(すなわち、解除の意思表示をするまで、債務の履行を請求されてしまう立場にあり続ける)。そこで、536条1項は、原則としてもう一方の債務につき履行拒絶権を認めた。

3 予備的抗弁に対する再抗弁—債権者の帰責性

(1)予備的抗弁1に対する再抗弁—543条の抗弁

例外的に、履行不能が債権者の責めに帰すべき事由による場合、債権者は契約の解除を許さない(543条)。

(2)予備的抗弁2に対する再抗弁—536条2項の再抗弁

また、履行不能が債権者の責めに帰すべき事由による場合、履行拒絶権も認められない(536条2項)。すなわち、債務者は、債権者の帰責性を主張することで、履行拒絶権の行使を阻止することができる。

※改正民法は、履行拒絶権構成を採用した。すなわち、反対債権が消滅するかどうかを問題とせず、履行拒絶できるかの問題としている。なお、履行拒絶が認められた場合、引換給付判決ではなく、請求棄却判決が下される。

※536条1項は、両当事者に帰責性がないことを要件としているが、攻撃防御としては、追認拒絶権の行使に対し、相手方が債権者の帰責性を主張することになるので、同要件は特に意味をもたない。

※債務者側の帰責事由によって履行不能となっている場合、債権者は損害賠償請求をすることが出来るため(415条1項・2項1号)、履行拒絶しなかったとしても、代金債権と損害賠償請求権で、両当事者の債権債務関係は等価性を保っている。したがって、債務者側に帰責事由がある場合、追認拒絶権は特に問題とならない。

【参考】改正前民法における危険負担の攻撃防御構造

(1)前提として、危険負担について 534 条の規定と 536 条 1 項の規定がそれぞれ債権者主義と債務者主義を定めているため、その関係が問題となる。

仮に、534 条と 536 条 1 項の規定はそれぞれ適用領域を異にするものとして並立しているものとみると、特定物に関する物権の移転を目的とした契約では 534 条が適用され、そうでない場合は 536 条が適用されることになる⁶²。

しかし、双務契約の各債務は牽連性を有しているため、それを尊重し、一方の債務が消滅した場合は他方の債務も消滅するのが原則であるとするのが妥当であると考える(条文による効果ではなく、契約の一般原則として)。そして、536 条 1 項はそのことを確認した規定であって、その原則の例外として 534 条が適用される考えることができる。

(2)以上を前提にすると、双務契約の一方の債務が消滅した場合もう一方も当然消滅したことがまず抗弁となる。すなわち、536 条 1 項により①売買契約の締結、②その一方の債務の履行不能を主張立証することにより、自己の債務は消滅したとして請求を拒絶することができる。

これに対して、534 条が適用される場合例外的に自己の債務は存続するため、これは再抗弁として位置づけられることになる(534 条の要件については次の論証を参照)。

⁶² 改正民法は並立説を前提とする。しかし旧現行民法旧民法でこの見解をとると、特定物の場合 534 条・それ以外の場合 536 条と分類するため、534 条の帰責性要件は無視することになり、条文解釈として問題がある。

2—【改正後消滅論点】債権者主義と危険移転の時期

※改正民法 567 条 1 項において、引渡しによって危険が移転することが明文化されたため、以下の論点は消滅した(引渡し後の滅失について、買主は代金支払を拒めない)。

(1)債権者主義が妥当する場合、534 条にはいつ対価危険が移転するのか書かれていないため、その時期が問題になる。

(2)この点、目的物の所有権は売買契約の成立と同時に移転すること（民 176）から、目的物の価値上昇の利益を負う者が危険を負担すべきとして契約成立時に対価危険の移転を認める見解がある。しかし、価値上昇に対応する危険は価値下落の危険であり、目的物滅失の際の対価危険ではない。

また所有者こそが目的物滅失の危険を負うべきと主張する見解もあるが、観念的な所有権の存否で対価危険を決めるよりも、実際に滅失時にその目的物を支配していたものこそがその滅失の危険を回避することのできる可能性のあった者であり、対価危険を負うべき者であると考えられる。

したがって、民法 534 条 1 項の対価危険が移転するのは、売買契約の成立時ではなく、目的物の支配が移転したときであると考えられる。

(3)では具体的に支配が移転した時とはいつかが問題となるが、この点については目的物につき管理可能性があつた場合には目的物を滅失の危険から回避させる可能性があったということから、管理可能性を基準として考えるべきであると思われ、売買契約においてそれは引渡時であると考えられる⁶³。

(4)よって、債権者主義が認められるためには、①目的物が特定物であること(1 項)又は目的物が特定したこと(2 項)、②支配移転後の目的物の滅失、③債務者の帰責事由の不存在が要件として挙げられる。

⁶³ 支配移転時説に対する反論…条文上適用は制限されていないし、所有者が危険を負担するとの原則からは契約締結時に所有権移転とともに危険も買主に移転するというべきである。また、534 条は任意規定であるので特約で排除することも可能である。したがって、同条の適用を制限すべきではないと解する（契約締結時に危険が移転する）

※534条は削除され、債権者主義・債務者主義という概念は消滅した。そのため、以下の論点は改正民法において、消滅した。

【改正後消滅論点】二重売買に534条が適用されるか

- (1) 特定物について二重売買が行われた場合に、534条1項の適用を認めてよいか
- (2) 534条による危険移転の根拠は買主が目的物の価格上昇の利益を享受できる（利益を取得する者は危険も負担すべき）点にあるところ、二重売買が行われた場合はいずれの買主が所有権を取得し目的物の利益を享受できるかが確定していないため、534条の根拠が妥当しない。そのため、534条1項は適用されず、原則通り536条（債務者主義）が適用されると解する

※いずれかの買主に登記が移転している場合は、確定的に所有権（目的物の利益）を取得しているといえるため、目的物が滅失したとしても当該買主に対して代金請求ができることになる（534条1項が適用される）

【改正後消滅論点】他人物売買に534条が適用されるか

- (1) 特定物について他人物売買が行われた場合に、534条1項の適用を認めてよいか
- (2) 534条による危険移転の根拠は買主が目的物の価格上昇の利益を享受できる（利益を取得する者は危険も負担すべき）点にあるところ、他人物売買が行われた場合は買主が所有権を取得し目的物の利益を享受できるかが確定していない（売主が権利移転義務〔[560条-561条](#)〕を履行できるかが不明である）ため、534条の根拠が妥当しない。そのため、534条1項は適用されず、原則通り536条（債務者主義）が適用されると解する